

# 居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援のサービス提供の開始にあたり、厚生労働省令第38号の第4条に基づき当事業所があなたに説明すべき事項は次の通りです。

## 1. 事業者の概要

事業所の名称	宇部市医師会在宅介護支援センター
事業所の所在地	〒755-0072 宇部市中村3丁目12番52-11号
法人種別	一般社団法人 宇部市医師会
代表者名	会長 西村 滋生
電話番号/FAX番号	34-2215 / 34-4427
介護保険事業所番号	3570200034
指定年月日	平成12年4月1日
管理者	吉 富 香 織
事業実施区域	宇部市全域

## 2. 営業日時

平日	午前9時00分～午後5時00分
休業日	土・日・国民の祝日・盆(8月14日～8月16日)・正月(12月30日～1月3日)

※時間外は留守電にお名前、連絡先を入れていただければこちらからおかけ直し致します。(24時間対応可能)  
また、各担当の介護支援専門員の携帯電話に直接お電話いただいで対応も可能です。  
運転中等対応できない時には折り返し致します。

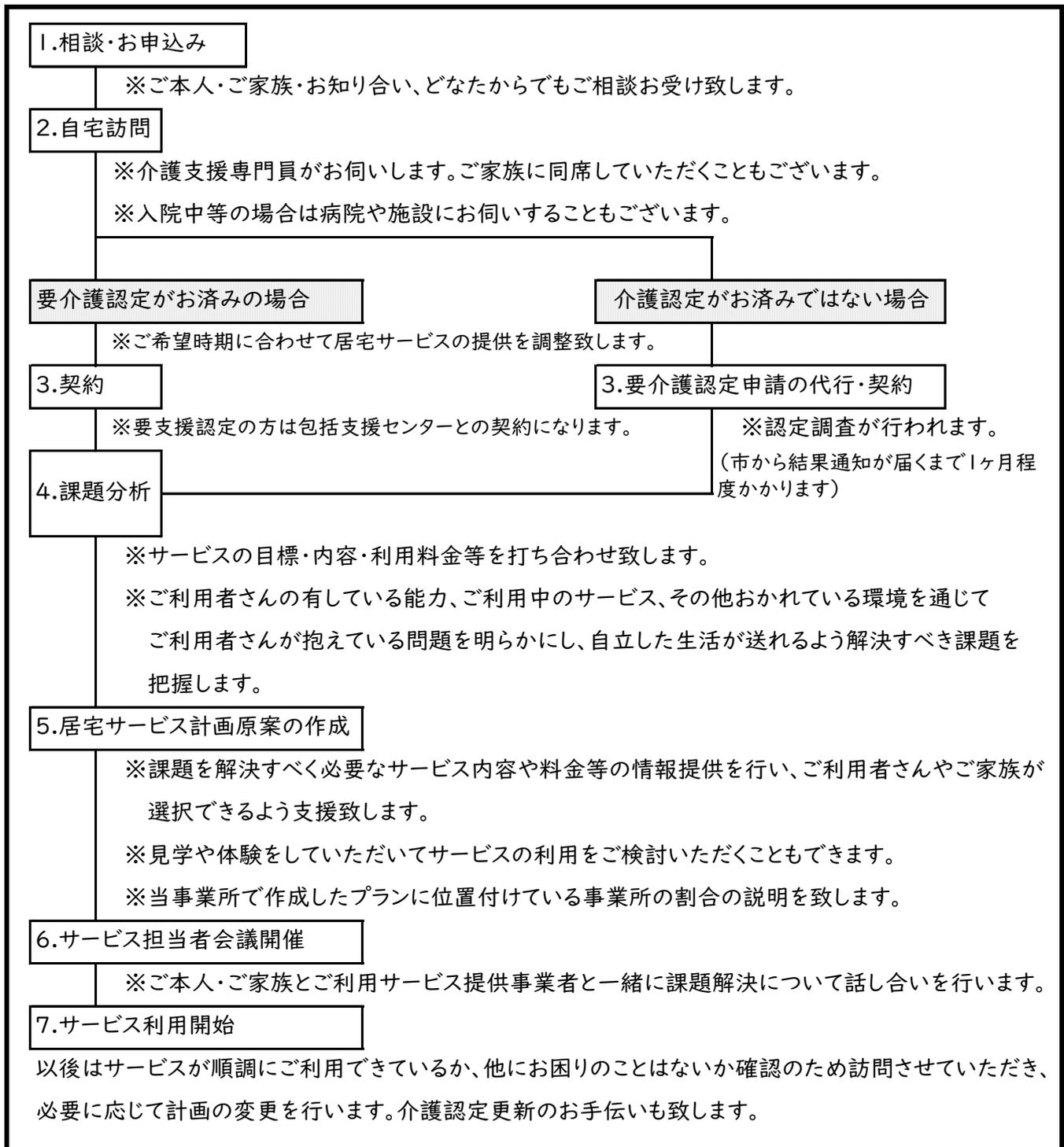
## 3. 職員体制

管理者	1名 (主任介護支援専門員兼務)
主任介護支援専門員	2名 以上 (1名は管理者と兼務)
介護支援専門員	3名 以上
事務員	1名 (兼務)

## 4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、利用者の状態に応じた適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスを提供する為の居宅サービス計画を公平・中立に作成し、特定の事業者に不当に偏することのないように利用者の支援を行います。 事業の実施にあたっては、市町村・包括支援センター・他の事業所等との連携を図り人権擁護・虐待防止等のため必要な措置を講じます。

## 5.居宅介護支援の提供方法・内容



### ※居宅介護支援の提供にあたって

介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

ケアプラン作成にあたっては特定の事業所に偏らず、複数の事業所を紹介させていただきます。

また、ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、またその各サービスごとの提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合に関して説明を行います。(※別紙)

特にご希望のない場合、事業所の選定にあたってはサービス開始前に同意をいただきその事業所をケアプランに位置づける理由を説明させていただきます。

在宅介護・医療の連携をはかるため、入院時に居宅介護支援事業所名と担当ケアマネの名前を病院にお伝えください。また入院・退院された場合は当事業所へお知らせください。

## 6.利用料金

厚生労働大臣が定める介護報酬の告知上の額に基づく

介護保険の適用の場合、介護保険から当事業所に給付されますので、利用者の方の負担はありません。

## 7.秘密保持と個人情報の保護

当事業所の職員は在職中も、従業者でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持致します。

利用者及び家族の情報については次の記載するところに必要最低限の範囲内で使用することとし、同意を得ない限り用いません。(※別紙)

使用目的	利用者の居宅サービス計画を立案し、円滑にサービス提供を行うために、開催するサービス担当者会議等における情報提供
使用条件	介護支援専門員、サービス事業者との連絡調整において必要になった場合 サービス提供に関して主治医または保険者の意見を求める必要のあった場合
使用期間	契約締結日から契約終了時まで

## 8.事故発生時の対応

家族や関係市町村へ速やかに連絡致します。賠償すべき事故の場合には(保険の活用等により)誠意をもって対応致します。事故発生原因を究明し、今後の再発事故予防策を講じます。また、サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報致します。

## 9.虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

## 10.ハラスメント対策

事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

## 11.業務継続計画の策定

事業所は感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画を策定し必要な措置を講じます。

## 12.衛生管理等

事業所内において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

## 11.苦情処理・相談窓口

サービス等に関して苦情や相談がある方は下記にてお受け致します。

事業所相談窓口	各担当ケアマネ 又は 管理者 吉富香織	(0836)34-2215
宇部市	宇部市 介護保険課	(0836)34-8396
山口県	国民健康保険連合団体 介護保険苦情相談班	(083)995-1010